

古座川町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成 27 年 3 月

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連絡体制を構築し「古座川町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「古座川町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムはこの会議で協議し、策定しました。

- ・国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所・東牟婁振興局串本建設部
- ・串本警察署・古座川町役場建設課 ・古座川町教育委員会

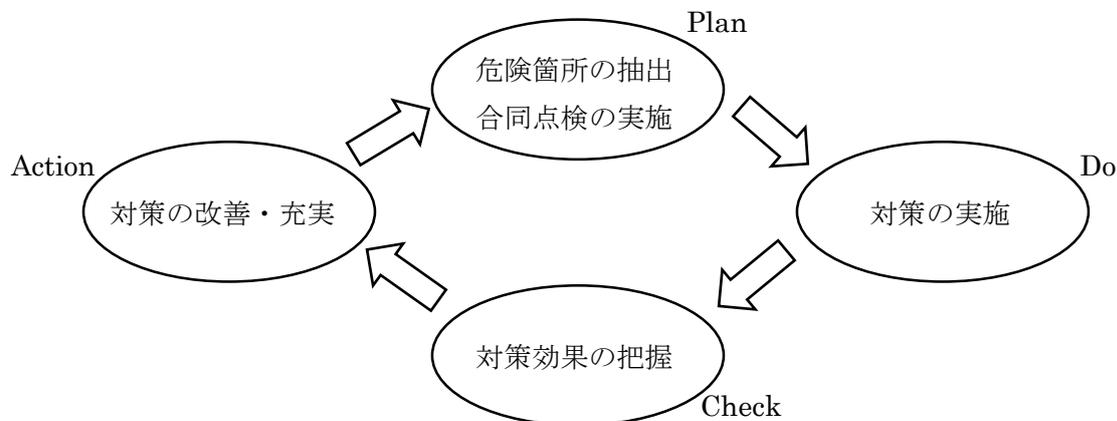
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のための PDCA サイクル】



(2) 合同点検の実施

- ・町内の小中学校から、新たに危険箇所として報告のあった箇所について合同点検を実施します。

〈合同点検の体制〉

- ・小中学校ごとに、学校、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や各小中学校における交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

※但し、古座中学校の通学路（串本町域内）については、古座川町教育委員会が串本町教育委員会と協議することとする。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。